

日立市と茨城キリスト教大学との連携に関する基本協定書

地域社会及び大学は、少子高齢化社会の進行を背景に新たな課題に直面し、その対応を求められている。

このため、日立市（以下「市」という。）と茨城キリスト教大学（以下「大学」という。）とは、「知と健康の拠点づくり」を共通の目的とし、協働して住民福祉の増進、大学の教育・研究の向上を図るため、市と大学の連携に関し、下記のとおり協定する。

記

（目的）

第1条 本協定は、市と大学の連携に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 市と大学は、次の事項について連携するものとする。

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 大学教育及び義務教育の向上
- (3) 地域の政策課題に係る共同研究の推進
- (4) 地域と連携した国際交流の推進
- (5) 地域活動等への教職員、学生の参加
- (6) 人材の相互活用
- (7) 大学施設の市民利用

（組織の設置）

第3条 市と大学は、連携して実施する具体的な事業内容、実施方法等について協議するための組織を設置するものとする。

（協議）

第4条 この協定書に定めなき事項又は疑義の生じた事項については、市と大学が協議して定める。

この協定締結の証として本書2通を作成し、市・大学記名押印の上各1通を保有する。

平成15年11月25日

日立市助川町1丁目1番1号

日立市

日立市長 檜村 千秋

日立市大みか町6丁目11番1号

茨城キリスト教大学

学長 瀧野 修